

# 総務警察常任委員会資料

(平成21年5月21日)

## 〔件名〕

- ・ 林業試験場において発生した職員の死亡事故に関する調査の結果（中間報告）【人事・評価室】・・・・・・・・・・ 1
- ・ 平成20年度ふるさと納税制度を活用した鳥取県こども未来基金への寄附金受入状況について【財源確保室】・・・・・・ 3
- ・ 「'09食博覧会・大阪」の実施結果について【関西本部】・・・・ 5
- ・ 損害賠償請求訴訟の提起について【西部総合事務所県民局】・・・・ 7

総 務 部

## 1 事故の概要

### (1) 発生場所

農林水産部農林総合研究所林業試験場内（鳥取市河原町稲常113）

### (2) 死亡した職員

農林水産部農林総合研究所林業試験場 木材利用研究室長 大平 智恵子（おおひら ちえこ）

### (3) 事故発生の主な経過

- 3月21日（土）
  - ・ 15時頃 事故発生（警察発表による推定時刻）
  - ・ 19時頃 死亡（警察発表による推定時刻）
  - ・ 23時53分頃 機械警備未実施の状況確認のため、警備会社の警備員が到着  
帰宅が遅いことを心配して職場に捜しに来ていた家族と一緒に場内の捜索開始
- 3月22日（日）
  - ・ 0時15分頃 家族が、林業試験場内の屋外に設置されている木材乾燥機内で倒れている当該職員を発見し、救急（119番）に連絡したが、既に死亡していたもの  
（警察発表によれば、死因は熱中症の疑い）

### (4) 事故の状況

木材（杉黒心材）の乾燥試験のため、林業試験場内に設置されている木材乾燥機に一人で立ち入り作業をしていたところ、何らかの原因で出入口の扉（点検用ドア）が閉まり、同乾燥機の内部に閉じ込められたものと思われる。

- 発見時の木材乾燥機の状況  
発見時、木材乾燥機の出入口の扉（点検用ドア）は閉まっており、内側から点検用ドアを開けるための脱出装置（安全装置）は外れて木材乾燥機内に落ちた状態であった。  
また、乾燥機内部は、温度・湿度制御装置により、温度55℃、湿度71%に設定されていた。
- 木材乾燥機の主な仕様  
熱源：蒸気式（専用ボイラー付属）  
平成7年購入、アルミ製（冷凍コンテナ改造型）、縦520cm×横225cm×高さ222cm
- 今回の乾燥試験の目的  
研究課題：スギ黒心材の有効利用に関する研究  
研究目的：「県産黒心材の材質性能を明らかにし利用上の課題点である乾燥方法の検討を行い、県産黒心材の需要拡大と付加価値を高める」  
今回の乾燥作業は、スギ黒心材を家具や建具に加工するための乾燥作業を実施するとともに、乾燥具合を定期的に測定していたもの。

## 2 事故の発生を防止できなかった要因

林業試験場職員への聴取り、関係資料等により、事故に関する諸状況等について調査した結果、事故の発生を防止できなかった要因と考えられる事情等として、次のようなものが認められた。

### (1) 木材乾燥機の脱出装置が正常に機能しなかったと考えられること

- 事故の直接の原因となったと考えられる木材乾燥機の脱出装置については、関係部品等を警察が持ち帰り調査中であるため、現時点では、具体的な状況等を確認することはできなかった。

- (2) 当該職員が休日に一人で出勤し、作業していたことを、林業試験場の他の職員は誰も知らなかったこと
- 時間外勤務の事前申請手続やICカード職員証による入退庁時刻の記録の適切な実施について、場長が職員に対して時々指示していた状況は認められるものの、徹底されていない状況が常態化していた。
  - 当該職員が実施していた乾燥試験の日程等について、場長をはじめ他の職員との間で情報共有されておらず、組織的な管理が十分行われていなかったこと。
- (3) 木材乾燥機の運用、操作、管理の全てが当該職員一人に任されていたこと
- 木材乾燥機については、平成7年の導入以降、その運用等の全てを当該職員が一人で担当していたこと。
  - 木材乾燥機については、業者による年2回のボイラーの定期点検やその他の保守についても、当該職員が担当していた。(なお、出入口の扉(点検用ドア)部分を含め、点検等についての法的な義務はないものであった。)
  - 乾燥中の試験木材の乾燥具合の定期的な測定は、主に当該職員が一人で実施していた。

### 3 今後の改善策等

#### (1) 改善のために必要と考えられる対策

- 時間外勤務及び入退庁記録の適正管理の徹底
  - ・ 時間外勤務の事前申請・事前承認、ICカードに係る適正な取扱いについて、改めて所属長及び所属職員へ徹底すること。
- 安全管理体制、指導体制の整備
  - ・ 各職場における安全管理の担当者を明確にし、必要な指導を充実させること。
  - ・ 法的な手続きなど、必ずしも研究員が十分な対応能力を有していないと考えられる業務分野について、必要な支援を行うこと。
- 組織の総括責任者としての所属長の当事者意識の徹底
  - ・ 職場内の様々な疑問や問題等について、個々の職員に判断をすべて委ねたりすることなく、組織として責任を持って対応するよう、研修等の機会を通じて所属長に徹底すること。

#### (2) 既に実施した(実施を予定している)対策

- 各職場の緊急点検の実施
  - ・ 施設、設備等の点検について、各試験・研究機関に対して3月24日付けで、その他の全所属に対して3月25日付けで指示。その結果20所属から50箇所について対応が必要との報告あり(4月3日とりまとめ)
  - ・ 時間外勤務の事前申請等による勤務実態の的確な把握・管理などについて、3月26日付けで全所属、全職員に対して改めて点検・徹底を指示
  - ・ 各所属において、管理監督者が率先して職場の安全パトロールを実施(5月以降随時実施)
- 安全推進体制の整備
  - ・ 「鳥取県安全推進者設置要領」の制定(4月3日制定済)
  - ・ 安全推進者を本庁の各部局等及び各地方機関等に設置(4月13日設置済)
  - ・ 部又は総合事務所単位で、施設・設備の危険防止対策、事故が発生した場合の原因究明及び再発防止策等を調査検討する組織の設置を検討
  - ・ 各試験場において、安全衛生計画及び大型機械操作・薬品取扱等の安全マニュアルを作成(5~6月作成予定)
- 外部の専門家による点検の実施
  - ・ 外部のアドバイザーによる安全・衛生診断を実施(5月13日、14日実施済)
- 研修会等の開催
  - ・ 安全対策研修会の開催(4月23日実施済)
  - ・ 安全衛生推進者養成講習会への派遣(6月派遣予定)

### 4 今後の対応

事故の直接の原因となったと考えられる木材乾燥機の脱出装置については、現在なお警察において捜査中であることから、当該装置が正常に機能しなかった原因等については不明である。

県としては、引き続き警察による捜査の状況を見守りながら調査等を継続し、当該装置に関する問題も含めた事故発生原因及び責任関係について、明らかにする考えである。

# 平成20年度ふるさと納税制度を活用した鳥取県子ども未来基金への寄附金受入状況について

平成21年5月21日  
財源確保室  
教育総務課

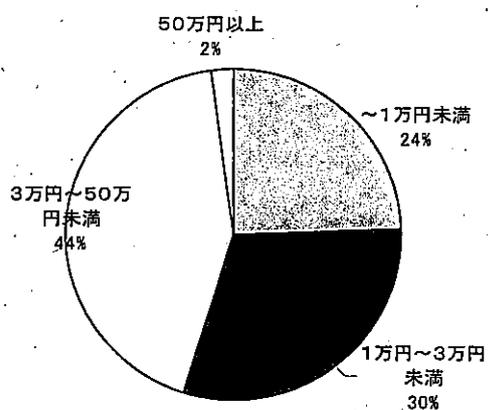
昨年4月に設置した「鳥取県子ども未来基金」への寄附金受入状況については、以下のとおりでしたので報告します。

## 1 平成20年度受入実績

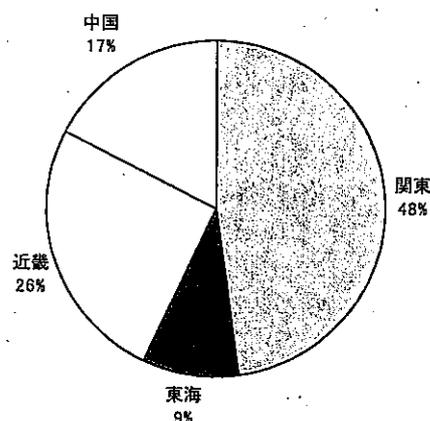
区分	件数	受入金額
市町村分合計	539件	73,656,199円
県分合計	86件	4,179,470円
総合計	625件	77,835,669円

## 2 県受入件数の内訳

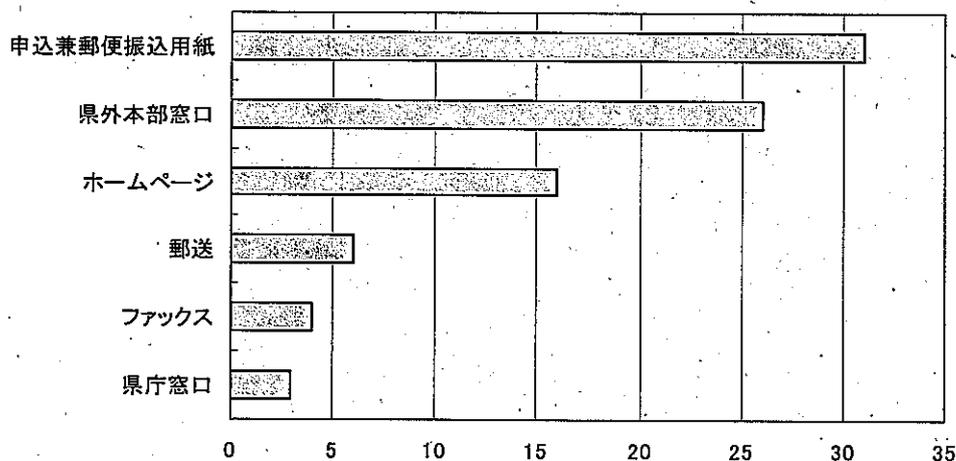
### (1) 金額別



### (2) 寄附者の地域別



### (3) 申込方法別



### 3 主な寄附促進への取組

#### (1) ポスター、リーフレット等の作成・配布

[年間を通じた取組]

- 県外本部、県庁、各総合事務所、各県立観光施設、道の駅等へのポスター掲出、リーフレットの設置
  - 県外本部や各県立学校を通じ、県人会・同窓会会場でのリーフレットの配布 など
  - ふるさと鳥取ファンクラブ会員への制度紹介チラシ送付（知事メッセージ同封）
- [お盆、正月時期の取組強化]
- 県内JRの主要駅、バスターミナル、空港、特急列車車内等へのポスター掲出
  - 県内各郵便局、金融機関の県外支店等の協力を得てポスター掲出、リーフレットの設置

#### (2) 関係機関と連携したその他のPR活動

[年間を通じた取組]

- ホームページの作成と「とりネット」トップページへのリンク掲載
- 各部局の県外在住関係者への寄附依頼

[お盆、正月時期の取組強化]

- 県政だより、教育だより「とっとり夢ひろば！」への記事掲載
- 県政番組「とっとりWhy(ホワイ)?」での紹介
- 県広告枠を活用した新聞広告
- 帰省者向け案内「とっとり夏の連絡帳2008」への記事掲載
- 県庁玄関ロビー(風除室)へのPRコーナー設置
- 「鳥取しゃんしゃん祭」、「倉吉みつぼし踊り」、「米子がいな祭」の県職員連でのPR
- 帰省している県職員の知人等への制度紹介

#### (3) 寄附手続きの簡素化

- 寄附申込者の負担軽減のため、申込書兼郵便振込依頼書の作成・リーフレットへの刷込
- インターネットを利用したクレジットカード決済システムの導入

#### 【ふるさと納税制度について】

納税者が故郷や応援したい自治体などに寄附をした場合、5千円を超える部分について、一定の限度額（住民税所得割の1割程度）まで所得税と住民税を合わせて全額控除される仕組み。

本県では、「ふるさと鳥取を応援したい」、「鳥取の力になりたい」という県外の方々のお気持ちを活かすためには、これからの鳥取県を支えていく「こども」たちの「未来」を応援することと考え、ふるさと納税制度を活用した「鳥取県こども未来基金」を設置し、寄附を募った。

- 基金使途：次世代を担う子どもたちの生きる力を培うための図書充実  
ジュニア選手の発掘・強化や中学校・高等学校の運動部活動の強化支援

# 「'09食博覧会・大阪」の実施結果について

平成21年5月21日  
関西本部

4年に一度開催される食の全国大会「'09食博覧会・大阪」において鳥取県ブースを出展し、「食のみやこ鳥取県」が誇る食材、鳥取県独自の技術で作られた商品のPR、旬などの情報発信及び販売を行ったので報告します。

## 1 開催結果

(1) 日時 平成21年4月30日(木)～5月10日(日) 11日間  
午前10時～午後6時(最終日は午後5時まで)

(2) 場所 インテックス大阪 (大阪市住之江区南港北)

(3) 来場者数 645,140人 (前回:662,000人)

### 【内訳】

単位:人

月日	来場者数	月日	来場者数	月日	来場者数
4月30日	40,030	5月4日	86,540	5月8日	37,060
5月1日	40,290	5月5日	75,080	5月9日	58,030
5月2日	57,970	5月6日	61,940	5月10日	66,440
5月3日	81,690	5月7日	40,070		

## (4) 鳥取県ブース

### 1) 出展内容

内容	概要	結果
鳥取県物産販売 (21社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氷温製品(ダイヤモンド、鳥取県食)、</li> <li>・水産加工品(鳥取県産魚PR推進協議会、共和産業、あぶい蒲鉾)</li> <li>・畜産物(東伯ミート、米久東伯)</li> <li>・菓子(JA鳥取中央、宝販売)</li> <li>・酒、ビール(中井酒造、大谷酒造、久米桜麦酒)</li> <li>・農林加工品(伯耆町、大山町、智頭町、堀田本店、日南トマト加工、白雪食品)</li> <li>・その他(ヘイセイ、おしどり調剤薬局、グリーンステージ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試食実施等で完売(人参等)</li> <li>・販売方法の工夫で完売(梨ソフトクリーム、飲むヨーグルト、大山Gビール等)</li> <li>・詰め放題等イベントで完売(ハタハタ干物)</li> <li>・名刺交換した企業数(23社)</li> </ul>
料理講習会 (6団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白ねぎ天ぷら、らっきょう、長いも(ねばりっこ)(JA全農とっとり、JA鳥取中央:2,000食)</li> <li>・ハタハタの唐揚げ(鳥取県産魚PR推進協議会:1,000食)</li> <li>・米粉を使ったたこ焼き等(鳥取県米粉普及推進協議会:1,000食)</li> <li>・スルメイカ、水たこ、大山の牛乳を使ったデザート、スープ(大阪在住のとっとりゆかりの店等:各400食)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県の素材の紹介とおいしさをアピールできた</li> <li>・米粉、ねばりっこ等の取り扱いについて問い合わせが相次いだ。</li> <li>・来場者に鳥取県の素材を使った新たな食べ方を提案できた</li> </ul>
とっとりバーガーテスト販売 (2団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まぐろバーガー(鳥取県西部中小企業青年中央会:1,480個)</li> <li>・鳥取バーガー等(華円:730個)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とうふちくわなど鳥取の素材をアピールできた</li> </ul>

※在阪テレビの取材:2件(おはよう朝日です、ウェークアップ!ぶらす)

## 2) 出展時の工夫点

- ・鬼太郎のバルーンあげて鳥取県ブースをアピール
- ・マイクの設備をつかった出展者の商品 PR
- ・タイムセール等出展者独自の企画による集客
- ・トリピーなどゆるキャラを使った鳥取県ブースへの集客

## (5) イベントステージ

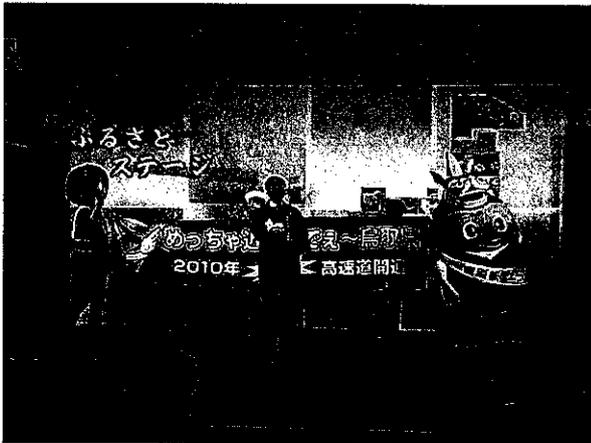
- ・因幡の傘踊り (4月30日)、ゆるキャラ大行進 (5月5日)、大山僧兵太鼓、ゆるキャラステージ (5月8日)

## (6) ビジネス商談会 (5月7日、8日)

- ・バイヤー来場者数：69社140人 (7日)、59社104名 (8日)
- ・鳥取県出展者数：10社 (7日4社、8日6社)
- ・名刺交換した企業数：延べ42社
- ・今後つながりそうな商談件数：7件

## 2 今後の展開

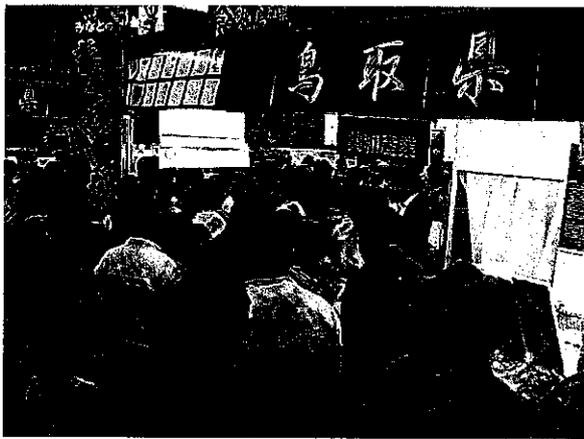
- ・商談会のフォローアップ
- ・新たに面識のできたバイヤーへの売り込み (40社程度)
- ・出展者の関西への販路拡大のフォローアップ



鳥取県のPRをする平井知事



料理講習会の模様



鳥取県ブースの模様1



鳥取県ブースの模様2

## 損害賠償請求訴訟の提起について

平成21年5月21日  
生活環境部景観まちづくり課  
生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課  
県土整備部道路企画課・道路建設課  
西部総合事務所県民局・県土整備局

鳥取地方裁判所米子支部に訴訟が提起され、平成21年5月1日に受理しましたので、その内容等について報告します。

### 1 原告 米子市 男性

### 2 被告 鳥取県 (代表者 鳥取県知事 平井 伸治)

### 3 請求の趣旨

- (1) 被告らは原告に対して、道路法第42条違反により損害を受けた車の修理代86,898円を国家賠償法2条により払え。(道路企画課)
- (2) 被告らは原告に対して、上記のことを西部総合事務所に上記のことを請求に行った時、職員に暴行を受けた損害に対して、2.0万円を払え。(西部総合事務所県土整備局)
- (3) 被告らは原告に対して、道路法70条違反により、200万の賠償を国家賠償法2条で求める。(道路建設課)
- (4) 被告らは原告に対して、都市計画法違反で国家賠償法1条①で2640万の賠償を求める。(景観まちづくり課)
- (5) 被告 鳥取県 その代表者知事は原告に対して、墓地理葬等に関する法律違反により、外江町3349番地、2976-3番地、2976-4番地、2977番地、2978番地1、2978-2番地、2974-4番地の墓地48名に撤去命令を出さない為、2982-2に住めなくなった。よって国家賠償法1条①により1900万の賠償を求める。(くらしの安心推進課)
- (6) 被告らは原告に対して、平成20年11月、12月に異議申立書を出しに西部総合事務所県民局に行ったら、受付しない、帰れと退去命令書を出す、暴行を職員から2回受けた事で国家賠償法1条①で120万の賠償を求める。(西部総合事務所県民局)
- (7) 裁判費用は、被告らの負担とする。  
との判決(及び仮執行の宣言)を求める。  
損害賠償等請求合計額48,886,898円

### 4 請求の理由

- (1) 主要地方道米子境港線(米子市大篠津町地内)にあった段差のため、毎日走行するうちに車両に不具合が生じ、平成20年11月30日にはタイヤ変形等により操縦不能となったとして、国家賠償法第2条により車両修理代の支払を求めるもの。
- (2) 平成20年12月8日に西部総合事務所県土整備局へ上記のことを請求に行った時、職員に暴行を受けた損害に対し支払を求めるもの。
- (3) 昭和54年までに境港市外江町地内の道路を高くされ人や車が入りできなくなったとして、国家賠償法第2条により道路の段差解消費用等の支払を求めるもの。
- (4) 市街化調整区域(境港市外江町)における開発許可申請書を平成12年2月提出したが、その場所には建てられませんかと突き返された。建設大臣に審査請求をするため不許可文書を求めたが、もらえない。銀行から1億円借りの約束をしていたため、現在の土地と家を購入したが、今でも建設大臣の許可をもらい外江町に家を建てたい。国家賠償法第1条第1項に基づき損害に対して支払いを求めるもの。
- (5) 境港市外江町の墓地経営に係る境港市の許可(平成15年2月7日付)は違法であり、県が墓地の撤去命令を出さないため、許可墓地付近にある旧住居に住めなくなったとして、賠償を求めるもの。
- (6) 平成20年11月26日及び平成20年12月8日に異議申立書を持参したが受け取らず退去命令をだし、職員に2度にわたり暴行を受けた損害に対して支払いを求めるもの。

## 5 今後の対応（応訴方針等）

原告の請求は不当であることから、和解は考えず、反訴も見すえながら争うものとする。

## 6 経緯等

### (1) 紛争の概要

「県道に存在した段差通過時の衝撃で車両が損傷した」、「西部総合事務所職員に暴行を受け負傷した」、「外江町2203に面した側溝を高くされ人や車の出入りができなくなった」、「市街化調整区域（境港市外江町）における開発許可申請の不許可文書がもらえないため建設大臣への審査請求ができない」、「墓地の撤去命令を出さないため、許可墓地付近にある旧住居に住めなくなった」と原告が主張している。

### (2) 経緯

- ・ H20. 11. 26 窓口対応（西部総合事務所県民局で暴行を受けたと主張）
- ・ H20. 11. 30 事故発生（道路法42条違反と主張）
- ・ H20. 12. 8 窓口対応（西部総合事務所県土整備局で暴行を受けたと主張）

#### <少額訴訟>

- ・ H21. 1. 13 訴状受領
- ・ H21. 2. 9 答弁書提出
- ・ H21. 2. 17 第1回口頭弁論⇒原告が訴えを取り下げ

#### <通常訴訟>

- ・ H21. 2. 17 訴訟提起
- ・ H21. 5. 1 訴状受領
- ・ H21. 5. 26 答弁書提出期限
- ・ H21. 6. 2 第1回口頭弁論（予定）